特 定 個 人 情 報 保 護 規 定

（趣旨）

第１条

この規定はワーカーズコープちばが行う個人情報保護の実施について必要な事項を定めるものとする。

（個人情報の取扱い）

第２条　当法人の活動の種類に係る対象者または利用者個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、その管理責任者を設置し、適切な管理を行う。

（個人情報の収集）

第３条　利用者から個人情報を収集する場合は、その収集の目的、利用者に対する当法人の窓口を明確にした上で、必要な範囲の個人情報を収集する。

（個人情報の第三者への提供・開示）

第４条　当法人は、利用者より収集した個人情報を適切に管理し、利用者の承諾を得た範囲以外の第三者に提供、開示等は一切行わない。

（但し、(1)法令の規定による場合、(2)利用者又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合を除く。）

（個人情報の漏洩や再提供）

第５条　当法人が、第４条における利用者の承諾に基づき、業務を遂行するために個人情報を提供する関係組織（他の提携機関、居宅介護支援事業所など）には、利用者の個人情報を漏洩や再提供しないよう、適切な管理の実施を要請する。

（個人情報の照会、修正、削除）

第６条　利用者が、利用者の個人情報の照会、誤記等があった場合の修正、削除等を希望する場合には、当法人情報管理責任者が、合理的な範囲ですみやかに対応する。

附則

この規定は、平成 16 年　10 月　1 日から施行する。

令和４年　12 月　11 日に新法人に移行。